

## 判例に学ぶ事故防止と事故後対応

ケース⑥デイサービスの利用中に離設、玄関前スロープ  
で転倒・骨折した59歳女性

## ケース

てんかん発作、認知症の症状があるEさん（59才、女性、要介護度2）のデイサービス利用中のことである。

施設職員は他の利用者の移乗介助を行うため隣室に移動し、その際、Eさんに背中を向ける形になって3分間ほど目を離したすきに、Eさんは施錠されていないドアを横に開けて前のめりに倒れて転倒・骨折した。

Eさんは右大腿骨転子部骨折の傷害を負い、積極的なリハビリテーションは行えず、自立歩行は困難であると診断され、要介護度5となった。

## 施設側の主張

「隣室で他の施設利用者の移乗介助をしている間、危険があるのではないかと考えなかったか」と被告代理人に問われた際、徘徊するような状況であれば目を離さなかった、あるいは、他の方法をとったと思うが、Eさんは本件事故当日の午前中はずっと歩き回っていたものの、昼食をとった後は、写真集を見ながら座っていたので落ち着いていると判断した、別の部屋に移動しても、そこには他のスタッフがいて 対応可能であった旨を述べ、また、写真集を見て一つのことに集中していたEさんを、スタッフがいる別室に連れて行くということは適切ではないと考えたという。

裁判所はどのような判断をしたのでしょうか？

グループで話し合ってみましょう。

ポイント：既に同様のケースを学習しています。  
振り返って考えてみましょう。

## 判決および判決理由

請求額約3445万うち、治療費265万円、看護施設費用26万円、入院雑費52万円、入通院慰謝料325万円、後遺症慰謝料550万円、将来介護費2098万円など、ほぼ全額である約3326万の賠償を命じた。

施設側は、Eさんが転倒予防やてんかん発作症状のために常時見守りが必要な状態であり、一人で動くときには1対1で対応しなければならないという前提でEさんの介護を引き受け、またEさんが認知症の症状のために介助者の指示に従わずに一人で動き出してしまうということがあるということをも本件事故時まで認識していたにもかかわらず、別の施設利用者の介助という専ら被告側の事情によって、Eさんを施設職員のいずれからも目が届かない状態に置いて本件事故を発生させたものである。

## <ワーク>

さて、今回のケースでは、謝罪の表現について考えてみましょう。本ケースで当事者は、先の主張に加えて次のように謝罪を述べています。これは、判例にあるそのままを引用しています。

「今、こういった事故の後に、思えば、今後は誰かに声をかけるということで、乙さんを見ておいてくださいということはいっていくということなのか、というふうには思います」

この謝罪についてどう思いますか？  
グループで話し合ってみましょう。

## 解 説

- ・ 施設側の主張では、対応に不備はなかったとしている
- ・ 謝罪では、これからのことのみが述べられている

今回のことは不可抗力であり仕方なかった、今後の対応については改めていくことも考える…という印象になります。謝罪とはいえず、裁判では「徹底抗戦するのだな」と思われるでしょう。

どのように述べたらよいのでしょうか？  
グループで話あってみましょう。

## <伝えるべきこと（参考）>

結果的に、施設側が見守りをしなかったことという落ち度が大きな原因であり、転倒させてしまい大怪我をさせてしまったことは、許されるものではない。

納得いただけないこともあるかと思うが、利用者、家族の皆様の  
ご意見を真摯に受け止め、二度とこのような事故が起きないように  
安心安全な介護に万全を期す所存である。

お許しを頂ければ、出来る限り早くお見舞いに伺い、お詫びと治  
療費のことを相談させて頂きたいと思っている。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

## 解 説

過去の裁判判例からみて、施設側の過失は免れないケースです。対応の正当性を主張しようとしても、それは利用者や家族を傷つけ、不快感や不信感を与えることにしかならないことを理解しましょう。

みなさんの日常業務を振り返って改善すべきことが無いか？  
グループで話し合ってみましょう。

## 参考文献

- 1) 仙台地方裁判所判決／平成23年（ワ）第1793号 平成25年1月25日  
最高裁ホームページ (<http://courtdomino2.courts.go.jp>)

## 教材作成

東北福祉大学 総合福祉学部

准教授 菅原好秀

お疲れ様でした。